

一宮町地球温暖化対策実行計画

平成28年5月
(平成30年11月1日改訂)

一 宮 町

目 次

第1章 計画策定の背景	2
1. 温室効果ガスとは	2
2. 計画策定の背景	3
第2章 計画の基本的事項	4
1. 計画の目的	4
第3章 目標	5
1. 温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量に関する目標	5
第4章 取り組み	8
1. 直接効果が把握できる取り組み	8
2. 間接的に効果がある取り組み	9
第5章 計画の推進・点検・見直し	11
1. 推進及び点検に係る組織と役割	11
2. 計画の見直し	12
3. 職員に対する研修等	13
4. 公表	13
5. その他	13

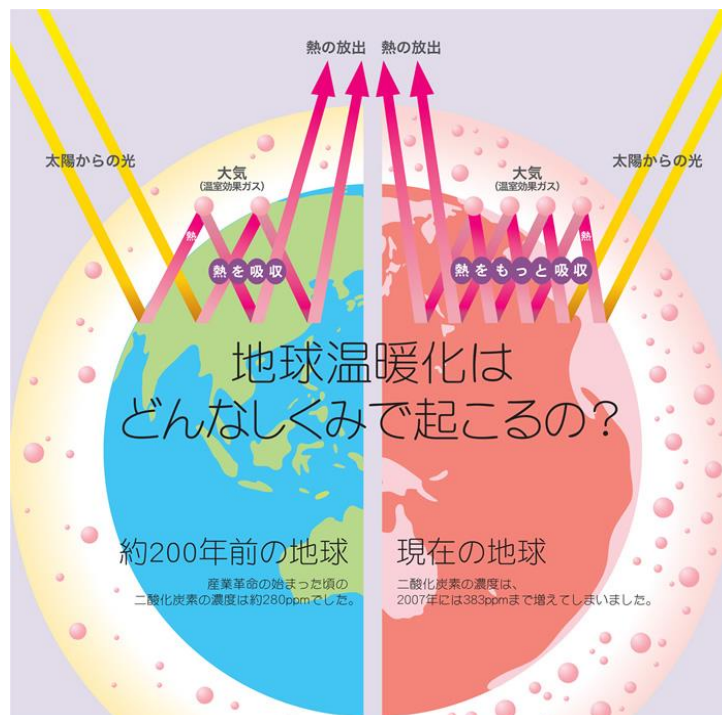
第1章 計画策定の背景

1. 温室効果ガスとは

我々の住む地球へは、太陽から日射エネルギーが主に可視光で届きますが、地球からは赤外線として熱エネルギーが宇宙へと放出されます。しかし、大気中に二酸化炭素(CO₂)をはじめとする「温室効果ガス」があるために、地球からの放射熱を吸収し、熱を宇宙へ逃げにくくし、一部を地球へ跳ね返しています。この作用を「温室効果」と呼びますが、この温室効果により地球の平均気温がおおよそ15℃に保たれ、人などの動植物が生活するのに適切な環境となってきました。(表1参照)

しかし、18世紀中頃から始まった産業革命により、我々人類は石炭や石油を大量に使うようになり、産業構造に一大変革をもたらし、いまや生活に欠かせないエネルギーとなりました。そのため、石炭や石油を消費すると発生する二酸化炭素が大量に空気中に排出され大気中の濃度が高まり、地表への再放射される熱が多くなり、温室効果のバランスが崩れて気温が漸次上昇してくるようになりました。これが、「地球温暖化」と呼ばれる現象で気温上昇により、「①人などの動植物の生存への悪影響(感染症の増加など)、②海面上昇による陸への浸食(ツバル国の浸水被害など)、③気象への悪影響による異常気象(エルニーニョ現象など)、④農業生産への悪影響(収穫量の減少など)」といった深刻な問題を引き起こすことなどを、多くの学者が指摘しています。

表1 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org>)より



2. 計画策定の背景

地球温暖化問題は、通常の事業活動や日常の生活に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に増えることにより、地表や大気の温度上昇を招き、結果として「①海面水位の上昇に伴う陸地の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の増加を引き起こす」ことが挙げられており、その影響の大きさや深刻さから人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題のひとつとされています。

このような中、1997年(平成9年)12月に京都で「地球温暖化防止京都会議」が開催され、世界の主要国における温室効果ガスの削減目標が定められ、日本においては6%削減の目標が定められました。

このような国際的な動きを受け、我が国は平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、平成11年4月に施行しています。

法第21条の1では、「都道府県および市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする」と規定しています。

町では、これまでも省エネルギー・省資源・再利用に努めてきましたが、平成17年2月16日に「京都議定書」が発効したことにより、さらに積極的に地球温暖化対策に取り組むため、「一宮町地球温暖化対策実行計画」を策定することとしました。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

一宮町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)は、一宮町の事務及び事業に関し、自らが事業者・消費者として温室効果ガス(二酸化炭素)の排出の抑制等の取り組みを実施することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを推進することを目的とします。

2. 計画の期間

実行計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

但し、進捗状況や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとします。

3. 計画の範囲

実行計画の対象は、「本町の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。

主な対象施設は、以下に示すとおりとします。

対象施設一覧

総務課	役場庁舎・東浪見コミュニティセンター・街路灯・旧保育所・公用車
福祉健康課	保健センター・白山公園・公用車
都市環境課	中央ポンプ場・排水機場・宮の森霊園・東部幹線スクリーン・公用車
産業観光課	原地区農業集落排水処理施設・東浪見クリーンプラント・北部クリーンプラント・鳴戸川浄化施設・憩いの森・観光案内所・公用車
企画課	公用車
保育所	いちのみや保育所・公用車
教育課	一宮小学校・東浪見小学校・一宮中学校・中央公民館・GSSセンター・振武館・野球場・テニスコート・創作の里・街路灯・公用車

第3章 目標

1. 温室効果ガス(二酸化炭素)の総排出量に関する目標

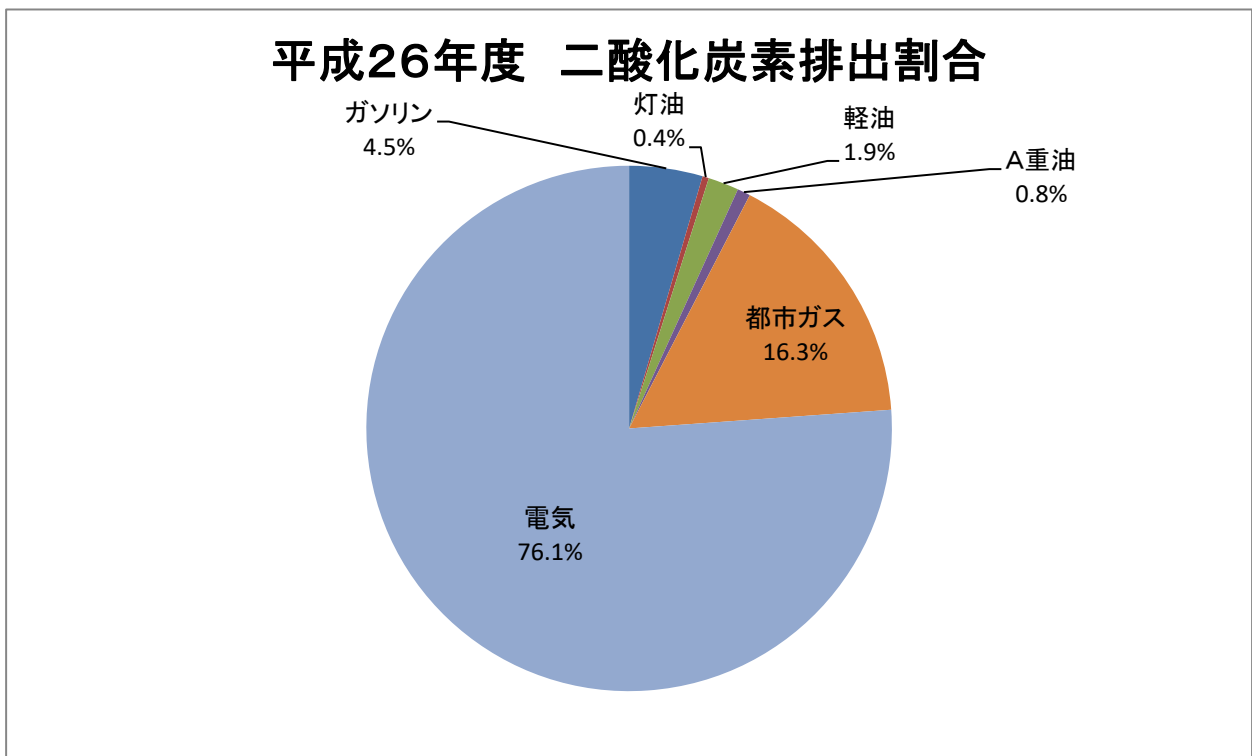
(1) 温室効果ガスの排出状況

町の事務及び事業における温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、各施設、車両等の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

●町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成26年度:基準年】

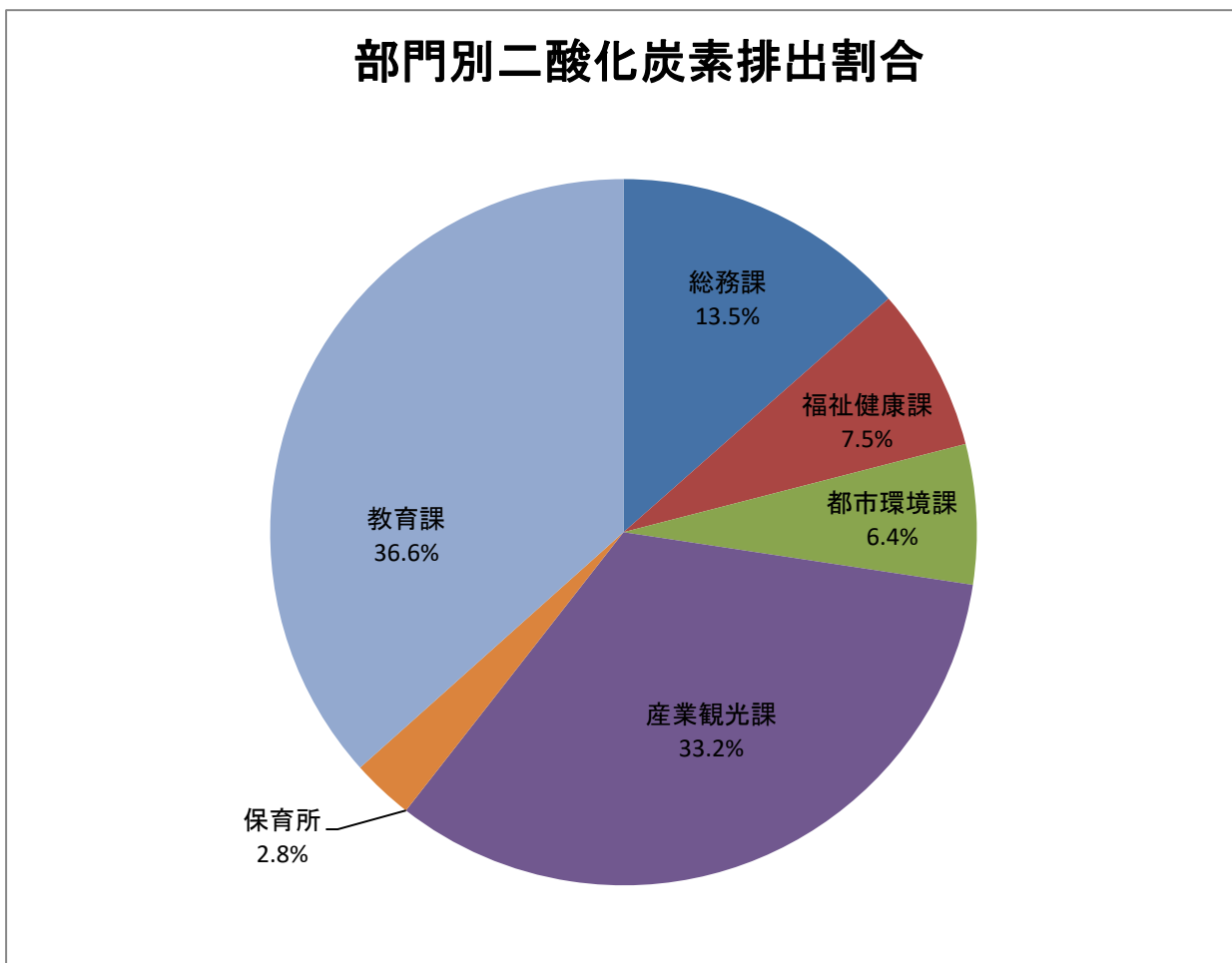
燃料等	使用量	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	比率(%)
ガソリン	12,483 ℓ	28,987	4.5
灯油	1,018 ℓ	2,537	0.4
軽油	4,621 ℓ	12,125	1.9
A重油	1,898 ℓ	5,144	0.8
液化石油ガス(LPG)	1 kg	3	0.0
都市ガス	51,968 m ³	104,508	16.3
電気	1,293,796 kwh	489,055	76.1
合計		642,358	100.0



部門別二酸化炭素排出量

部 門	排出量(kg-CO ₂)	比率(%)
総務課	86,702	13.5
福祉健康課	48,062	7.5
都市環境課	41,129	6.4
産業観光課	213,082	33.2
企画課	0	0.0
保育所	18,186	2.8
教育課	235,197	36.6
合 計	642,358	100.0

※保育所は、一宮・東浪見保育所を除いた値。



平成26年度(基準年)温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量

642,358 kg-CO₂

(2) 温室効果ガス(二酸化炭素)の排出削減目標

平成32年度における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を、平成26年度に比べて約6%(38,541kg-CO₂)削減します。

各項目別のCO₂排出量と目標

	基準年度(H26)		目標値(H32)		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量	使用量	CO ₂ 排出量
ガソリン	ℓ 12,483	kg-CO ₂ 28,987	ℓ 11,734	kg-CO ₂ 27,247	ℓ 749	kg-CO ₂ 1,739
灯油	ℓ 1,018	kg-CO ₂ 2,537	ℓ 957	kg-CO ₂ 2,385	ℓ 61	kg-CO ₂ 152
軽油	ℓ 4,621	kg-CO ₂ 12,125	ℓ 4,343	kg-CO ₂ 11,397	ℓ 277	kg-CO ₂ 727
A重油	ℓ 1,898	kg-CO ₂ 5,144	ℓ 1,784	kg-CO ₂ 4,835	ℓ 114	kg-CO ₂ 309
液化石油ガス (LPG)	kg 1	kg-CO ₂ 3	kg 1	kg-CO ₂ 3	kg 0	kg-CO ₂ 0
都市ガス	m ³ 51,968	kg-CO ₂ 104,508	m ³ 48,850	kg-CO ₂ 98,238	m ³ 3,118	kg-CO ₂ 6,270
電気	kwh 1,293,796	kg-CO ₂ 489,055	kwh 1,216,168	kg-CO ₂ 459,712	kwh 77,628	kg-CO ₂ 29,343
合計		kg-CO ₂ 642,358		kg-CO ₂ 603,817		kg-CO ₂ 38,541

平成32年度(目標年度)温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量

603,817 kg-CO₂

第4章 取り組み

本町の事務及び事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取り組みを、以下のとおりとします。

1. 直接効果が把握できる取り組み

(1) 電気使用量の削減

- ① 冷暖房温度は、冷房28度、暖房20度を目安に調整し無駄な運転はしない。また、クーリングビズ、ウォームビズの徹底も行う。
- ② カーテン・ブラインドを効率的に利用し、冷暖房効果を高める。
- ③ 昼休み、残業時間及び休日出勤時の照明は必要最小限とする。
- ④ 照明の点灯時間は午前8時以降とし、消灯時間は午後7時以前を心がける。
- ⑤ OA機器等の電源はこまめに切るようにし、退庁時には必ず電源を切る。
- ⑥ 毎週水・金曜日をノー残業デーとする。
- ⑦ パソコンについては、省電力モードに設定する。
- ⑧ 電気製品は、使用しない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする。

(2) 燃料使用量の削減

○施設

- ① 各施設の冷暖房機器は、不必要な運転をせず利用状況に応じた適正な温度管理を心がける。

○公用車

- ① 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ② 近距離の移動の際には、徒歩及び自転車による移動を推奨する。
- ③ 車両の共有化を推進し、車両総合台数の削減に努める。
- ④ 車両の経済走行の励行、不要な荷物の抑制に努める。
- ⑤ 車両運転三原則
 - (1) ふんわりアクセル『eスタート』を心がける。
 - (2) 加減速の少ない運転を心がける。
 - (3) 早めのアクセルオフを心がける。

(3) 物品等の新規、更新

- ① 物品等の新規、更新をする時は、**省エネルギータイプで環境負荷の少ないもの**を購入する。
- ② パソコン、プリンター、コピー機は**国際エネルギースターマーク**該当の製品を購入する。

(4) 施設の新築、改築、管理

- ① 施設の新築、改築をする時は、**環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設(LED灯等)を整備し、適正な管理に努める。**
- ② **未利用エネルギーの活用を検討する。(太陽光発電、太陽熱システムの導入)**

2. 間接的に効果がある取り組み

(1) 用紙類

- ① 購入量の実態把握と改善をする。
- ② 古紙配合率70%以上、白色70%以下のもの**を購入する。**
- ③ 資料等は、可能な限り**両面印刷、両面コピー**を徹底し、印刷サイズの調整も行い、用紙削減に努める。
- ④ 庁内LANの活用による**文書のペーパーレス化**を推進する。(電子決裁の導入を検討)
- ⑤ トイレ用ペーパーは**古紙配合率100%の製品**を購入する。
- ⑥ 片面使用済み用紙の**有効利用**をする。(個人情報等に十分気をつける。)

(2) 事務用品

- ① 詰め替えやリサイクル可能な**消耗品の購入**に努める。
- ② **環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク、再生紙使用マーク)対象製品の購入**に努める。

(3) 水道

- ① **節水型機器の導入**について検討する。
- ② **節水**を心がける。
- ③ **漏水点検**を徹底する。

(4) ゴミの減量、リサイクル

- ① 物品(ファイル等)の**再利用**や修理による**長期利用**に努め、**ゴミの減量化**を図る。
- ② **使い捨て物品の購入**は極力控える。

③マイボトルを推進し、ビン、カン、ペットボトルの削減を徹底する。

④環境に優しいマイ箸を推進する。

(5)その他

①水(雨水)の有効利用を検討する。

②建物周辺の緑化を推進する。

③ノーカー通勤を推奨する。

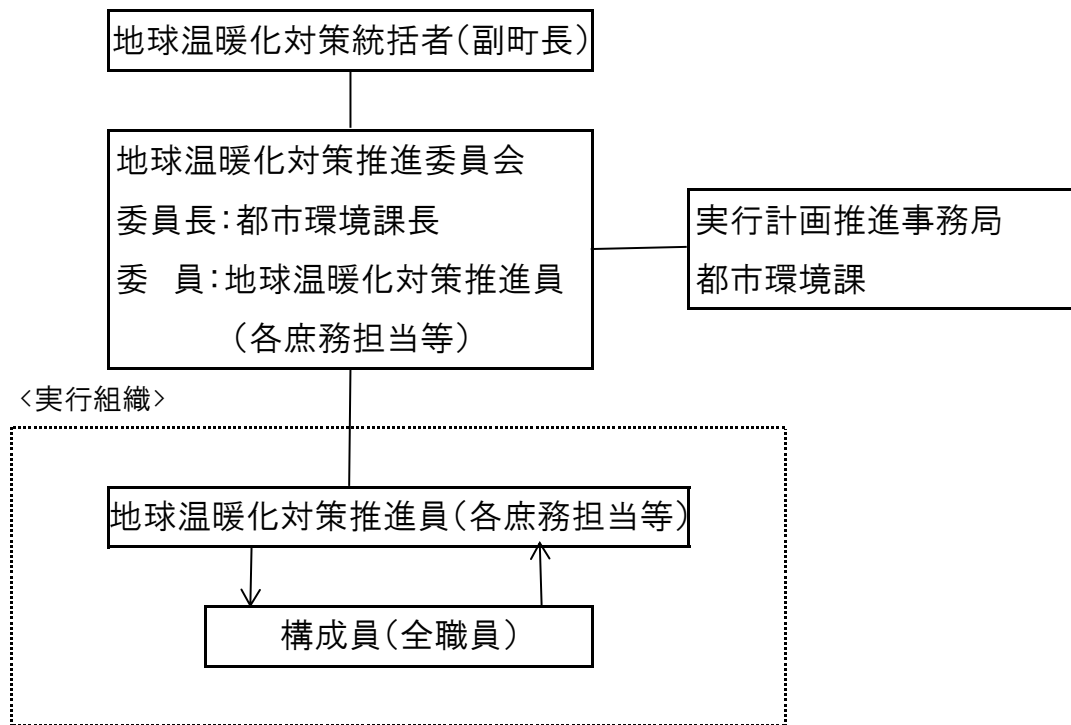
④ガス湯沸かし器の温度管理及びガスレンジの適正な使用に努める。

⑤省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に努める。

第5章 計画の推進・点検・見直し

計画の進行管理は、各課等を実行組織として位置付け、各実行組織ごとに行うことを基本とする。

地球温暖化対策実行計画組織図



1. 推進及び点検に係る組織と役割

①副町長を地球温暖化対策統括者(以下「統括者」という。)とする。

『役割』

○地球温暖化対策に係る取り組み方針について、地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)から意見を聴き、指示する。

②委員会

○都市環境課長を委員長とし、地球温暖化対策推進員(以下「推進員」という。)を委員とする。

『推進に関わる役割』

- 全職員が対策の推進者として、意識して省エネ・省資源に取り組む。
- 計画の推進等に関する調整を図るため、適時会議を開催する。
- 今後の取り組み等について協議・検討を行うものとする。

『評価・点検に関わる役割』

- 毎年度の報告等を基に評価を行うものとする。
- 今後の計画推進に係る方向性等を記述した資料を作成し、統括者に報告し、承認を受けるものとする。

『職員に対する研修等に関わる役割』

- 全職員に対し、法律等の法制度に関する事項や、これに基づく国・県等の動向について適切な情報を提供するものとする。
- 全職員に対し、計画の進捗状況や効果等に関する情報を提供する。
- ③実行計画推進事務局(以下「事務局」という。)
- 都市環境課を事務局とする。

『役割』

- 委員会の事務を所管する。
- ④各課等の庶務担当等を実行組織内の推進員とする。

『役割』

- 各課等の構成員に対し、環境配慮活動を実践するよう指示する。
- ⑤各実行組織における、推進員以外の職員を構成員とする。

『役割』

- 推進員の指示・指導の下、環境配慮活動を実践する。
- エネルギー使用量等を適時、推進員に報告する。

2. 計画の見直し

本計画に掲げた目標の達成に向けた活動が適切に評価され、温室効果ガスの排出量が削減されたかどうかを毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うこととする。

3. 職員に対する研修等

計画を推進する職員に対し、省エネルギーに関する知識や技術を身につけるための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努める。

4. 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の10において、毎年1回、措置の実施状況の公表が義務付けられている。そのため、当該年度ごとの温室効果ガス排出量を算定後、町ホームページにて町民・事業者へ公表する。

5. その他

町の機構改革の実施に基づき、平成29年4月1日より組織の変更に伴い一宮町地球温暖化対策実行計画について、変更のあった①～③の課名を修正してあります。

(1) 組織の変更点について

- ①税務住民課の分割により「住民課」と「税務課」に変わりました。
- ②事業課の分割により「都市環境課」と「産業観光課」の一部に変わりました。
- ③まちづくり推進課の分割により「企画課」と「産業観光課」の一部に変わりました。
- ④秘書広報課、オリンピック推進課の設置しました。
- ⑤原保育所から「いちのみや保育所」へ名称の変更をしました。

※保育所の民営化(平成28年度～ 東浪見保育所、平成29年度～ 一宮保育所)に伴い、本計画から両保育所を除外する。